

令和7年度 アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務

公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和7年度 アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務

2 背景及び目的

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）の開催を受け、海外からの北海道のアドベンチャートラベル（AT）への注目は高まってきている一方で、国内の事業者からは、ガイド人材の能力向上や人材確保に向けた取組が求められている。

加えて、ここ数年、札幌市内ではラグジュアリーホテルの建設・開業が進みつつあるが、こうした中、ATを始めとした外国人の高付加価値旅行者に人気の高いガイドツアーについては、今後ますます需要が高まっていくものと考えられる。

こうした背景を受け、本業務では、AT等の高付加価値旅行のガイドツアーで活躍することが期待できる英語ガイド（※1）の育成・増加及びガイドと関係人材（※2）とのコネクション形成を目的に、ガイド向け研修、モニターツアー、商品造成・販売及び販路強化を実施する。

※1：以下、「AT等の高付加価値旅行のガイドツアーで活躍することが期待できる英語ガイド」を「ガイド」と表す。

※2：関係人材とは、観光事業者や本事業で造成するツアー内コンテンツ提供者を指す。

3 契約概要

(1) 契約方法

契約については、公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で詳細を交渉のうえ、協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。協議の中で企画提案内容の一部を変更することがある。

選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は、契約候補者が「6参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、「令和7年度 アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務企画競争実施委員会」において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の契約を締結する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）までの間の所定の日

(3) 予算規模（契約限度額）

上限 6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容

ガイド向け研修、ツアーの造成・モニターツアーの実施、ツアーの販売を通じ、ガイドの増加・育成や、ガイドと関係人材のコネクション形成を図るため、下記(1)～(5)に記載する業務を実施すること。

(1) ガイド向け研修

ア オンライン研修

① 対象者

実務経験の浅いガイド

② 研修のねらい

受講者がガイドとしてキャリアアップするために身に着けるべき必要な知識及びスキルやその習得方法について学び、自身のキャリアプランを考える機会とするとともに、札幌の外国人観光客に対するホスピタリティの向上と観光魅力の向上に寄与するガイド人材の裾野を広げること。

③ 実施時期

令和7年9月

④ 時間

1時間～1時間半程度

⑤ 研修内容

4(1)ア②の研修の目的達成のために効果的な内容の研修を行うこと。

⑥ 留意事項

- ・研修の内容は、知識の習得のみに偏ることなく、受講者のキャリアアップに向けてのモチベーションを高めるとともに、受講者に主体的にキャリアデザインの設計を考えさせるようなプログラムを提案すること。また、経験の浅いガイドがつまずきやすいキャリアアップの課題に対応できるような内容も含めること。
- ・研修参加者の集客を図るような取組を実施すること。

イ 実地研修

① 対象者

下記(ア)(イ)の両方を満たす英語ガイド6名以上

(ア) ガイド経験の浅い者

(イ) プライベートツアーの受入に関心のある者

※オンライン研修受講者の中から応募を募り、研修対象者を選定すること。

※なお、対象者は、一度でも実践でのガイド経験がある者とする。また、通訳案内士資格を取得している者が望ましいが、資格取得を目指す人でも可とする。

※また、言語能力に関しては、下記を最低条件とする。

- ・日本語を母語とする場合：TOEIC 730点以上
又は 実用英語技能検定準1級以上 又は TOEIC iBT80点以上
又は 実務経験などを通じての上記の基準相当の英語力の保有
- ・日本語以外を母語とする場合：上記に加えて、日本語能力検定N2⑨以上
又は 日本留学試験日本語280点以上(400点満点)かつ日本留学試験日本語30点以上(50点満点)

② 研修のねらい

高付加価値旅行者向けプライベートツアーにおけるガイディングスキルの習得

※本項に定義する高付加価値旅行者は、観光庁で高付加価値旅行者と定める

訪日旅行者の「着地消費100万円以上」の層から、「着地消費300万円以上」のハイエンド層を除いた者を指す。

③ 実施時期

令和7年9～10月

④ 研修内容

- ・4(1)イ②の研修の目的達成のために効果的な内容の研修を行うこと。
- ・実地研修の実施前に、ツアーにおける旅程管理・安全管理やツアーの事前準備方法等、初めて高付加価値旅行者向けプライベートツアーのガイドを行う者が、把握しておくべき知識に関する座学研修を実施すること。
- ・また、実施研修は、4(1)イ①のガイドに対し、経験豊富なガイドを帯同させ実施すること。

ウ 業務内容

- ① 研修の企画・運営・実施
- ② 研修参加者の選定
- ③ 研修実施に係る事務局業務全般
- ④ アンケートの実施、集計、分析

(2) ツアーの造成及びモニターツアーの企画・実施

札幌を巡るワンデイツアーを造成し、4(1)イのガイドが案内するモニターツアーを実施すること。

ア ツアーの造成

- ① 所要時間
2時間程度 以上（ワンデイツアー）
- ② 催行地域
札幌市内
- ③ ターゲット
高付加価値旅行者（モダンラグジュアリー層）
※また、ここに記載する「高付加価値旅行者」は4(1)イ②に定義するものと同義とする。
- ④ ツアー本数
6本以上
- ⑤ 催行可能時期
通年
- ⑥ 留意点
 - ・造成する商品には、ターゲットの嗜好や札幌の地域特性を踏まえ、ターゲットのニーズに沿った札幌ならではの体験を含めること。
 - ・ツアー内容には、「健康であること」、「地元の人との交流」、「旅を通じた学び」のうち、1つ以上を満たす体験を含めること。

イ モニターツアー

- ① 目的
 - (ア) 4(2)アで造成した商品の磨き上げ
 - (イ) ガイドと関係人材（観光事業者、ツアー内のコンテンツ提供者）とのコネクション形成

② 参加者数

各ツアー10名程度

③ 対象者

外国人及び道内旅行会社・宿泊事業者等の観光関連事業者

④ 実施時期

令和7年10～11月

⑤ 実施回数

各ツアー1回以上

⑥ 実施言語

英語

⑦ 交流会

ガイドとモニターツアーの参加者、ツアー内のコンテンツ提供者とのコネクション形成を目的とした交流会を開催すること。(1回以上)

※飲食が伴う場合は、参加者の費用は、参加者による実費負担とする。

ウ 業務内容

① ツアーの企画・造成

② モニターツアー、交流会の企画・運営・調整

③ モニターツアー、交流会参加者の募集・参加者取りまとめ等の事務局業務全般

④ アンケート実施(ガイド向け及びモニターツアー参加者向け)、集計、分析

⑤ モニターツアー結果を踏まえたガイドへのフィードバック

⑥ モニターツアー実施による造成ツアーの磨き上げ

(3) ツアー商品の販売及び販路強化

4(1)(2)の実施を経て、造成された4(2)アのツアーを、OTAから販売を行うこと。

また、OTAのほか、4(2)のツアーの販路を強化する取組を併せて行うこと。

ア ターゲット

高付加価値旅行者(モダンラグジュアリー層)

※また、ここに記載する「高付加価値旅行者」は4(1)イ②に定義するものと同義とする。

イ 販売時期

令和7年12月～令和8年2月

ウ 留意事項

・(1)イ①のガイドの実践の機会を確保するために、商品販売の中で、各ガイド1回

以上は外国人観光客を対象に、ツアーを実施できる仕組みを検討すること。

- ・商品を販売する OTA 媒体や販路の強化方法については、ターゲットの旅行手配の傾向を考慮の上、適切な媒体や方法を提案すること。

エ 業務内容

- ① 販売媒体の選定及びツアーの販売
- ② 販路強化策の企画・実施
- ③ 販売結果の把握、集計、分析

(4) 独自提案

その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば提案すること。

(5) 実施結果等の報告

事業終了時に実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた報告書を、提出すること。報告書は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする

こと。

5 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

(1) ガイド向け研修

ア オンライン研修

下記について示した具体的な提案を行うこと。

- ① 本事業の目的や研修のねらい、研修対象者を踏まえた研修全体の考え方
- ② 集客方法、研修で使用するオンラインセミナー媒体
- ③ 研修の実施時期、長さ、実施回数
- ④ 研修プログラム、講師、各プログラムの内容
- ⑤ 4(1)イ①の実施研修の受講者の選定方法
- ⑥ アンケート手法

イ 実地研修

研修手法、研修内容、開催場所、開催時期、実施回数、講師、実地研修で帯同させるガイド等について示した具体的な提案を行うこと。

(2) ツアーの造成及びモニターツアーの企画・実施

ア ツアー造成

ターゲットの嗜好や札幌の地域特性を考察の上、ターゲットのニーズについての考え方を示した上で、下記について示した具体的な提案を行うこと。

- ① ツアーの本数
- ② 催行人数、催行時期
- ③ 体験コンテンツ
- ④ 集合場所、解散場所、交通手段
- ⑤ 所要時間

イ モニターツアー

下記の項目等を盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

- ① モニターツアーの実施時期、実施回数、想定人数、参加者募集方法等
- ② アンケート手法、ガイドへのフィードバックの手法等
- ③ 交流会の開催時期、開催回数、開催の方法、開催場所等
- ④ ガイドと関係人材のコネクション形成を図るために工夫した点

(3) ツアー商品の販売及び販路強化

下記の項目等を盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア ツアーを掲載する OTA の媒体

イ ツアーの掲載期間、掲載本数

ウ ツアーを掲載する媒体の言語展開

エ 4(3)ウに記載するガイドの実践機会の確保に向けた取組の内容、手法等

オ ツアーの販売強化の内容、手法等

(4) 効果測定

ア 当該事業の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容(指標)、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年6月30日（月）
イ 参加申込書の提出期限	令和7年7月14日（月） <u>12時00分</u> 必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年7月22日（火） <u>12時00分</u> 必着
エ 実施委員会による書面審査の実施	令和7年7月25日（金）

オ 提案事業者への選定結果の通知 令和7年7月下旬

カ 契約締結 令和7年7月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、札幌市観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部

※札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない提案者は、参加申込書と合せ、「6参加資格要件」の表に記載するア～オの書面を必ず提出すること。

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部

※参考見積書は、企画提案書にとじ込むこと。

ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出のあった申込書類は返却しない。

ウ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和7年7月9日（水）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【令和7年度 アドベンチャートラベル商品造

成・販路拡大支援業務】質問書」とする。

8 契約候補者の選定方法

企画提案の内容は、「令和7年度 アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も高い評価を得た提案者を選定し、もって契約候補者とする。

ただし、審査の結果、提案者全てが最低基準点（総評価点の6割）に達しない場合、契約候補者を決せず、再度提案を募集することがある。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「6 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 実施委員会による書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(3) その他

ア 応募状況により、ヒアリングによる審査を実施する場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

9 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益をを図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

10 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

11 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

13 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

15 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 中西、小笠原

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
ガイド向け研修 (5-1)関係)	オンライン研修の内容（プログラム構成、講演の内容、講師等）は、事業目的やねらいに沿った効果的な内容となっているとともに、集客方法は十分な集客を図ることが期待できるか。	4	20
	実地研修の手法や内容は、事業目的やねらいに沿った効果的な内容となっているか。また、研修対象者の選定方法は適切であるか。	3	15
ツアーの造成及び モニターツアーの 企画・実施 (5-2) 関係)	ツアー内容は、札幌の地域特性を踏まえ、効果的に札幌の魅力をターゲットに訴求できるとともに、ターゲットのニーズを捉えた内容となっているか。	3	15
	モニターツアー及び交流会は、4(2)イ①に記載する目的を達成するにあたり、効果的な手法・内容となっており、また具体的で実現可能であるか。	3	15
ツアー商品の販売 及び販路強化策 (5-3)関係)	ツアーを販売する媒体、掲載期間、販路強化策は、ターゲットを踏まえ、販売が見込める適切なものとなっているか。	4	20
効果・目標の妥当性 (5-4) 関係)	事業効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	1	5
体制・計画の適否 (5-5)関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	1	5
経費の妥当性 (5-6)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	1	5
		合計	100